

令和 7 年度家事事件担当裁判官等協議会 協議結果要旨

令和 8 年 2 月
最高裁判所事務総局家庭局

協議事項について

令和8年4月1日に改正家族法が施行されるところ、本協議会では、**改正家族法施行を見据えた家事事件手続等の審理運営の在り方に関する諸課題**として、以下の4つの事項について協議を行った。

【協議事項】

1. 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方
2. 子の氏の変更に関する審理運営・書記官事務等
3. 親子交流事件の審理運営に関する諸問題
4. 施行後の安定的な運用確保のための方策

1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

協議の目的・内容

- 改正法施行により、特に離婚調停等の親権等に関する審理運営の在り方については大きな変化が生じるところ、**法の趣旨に沿った適切かつ合理的な運用**を構築していく必要性が高い。
- 本協議会では、各庁におけるこれまでの施行準備・検討を踏まえ、主に**離婚調停**を念頭に、**適切かつ合理的な審理運営を構築するための方策**として、下記(1)～(3)のテーマ等について協議した。
 - (1) **手続案内～第1回期日における、当事者向けの手続や制度の説明・情報提供等の在り方やそのツール準備等**
 - (2) **親権に争いがある事案の審理運営**
 - (3) **適切な職種間連携・役割分担の在り方**
- また、離婚調停に限らず調停全般に関する事柄として、
 - (4) **期日間隔短縮の取組**について、その状況や成果を振り返りつつ、施行後においても同取組を効果的に継続するなどして**適切かつ安定的な事件処理を行うための方策等**についても協議した。

1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(1) 手続案内～第1回期日における、当事者向けの手続や制度の説明・情報提供等の在り方やそのツール準備等

以下は、協議会が出た主な発言です

ア 手続案内の方針検討

イ 調停当事者への説明・情報提供等の在り方の検討

【① 呼出時同封書面】

1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(1) 当事者向けの手続や制度の説明・情報提供等の在り方やそのツール準備等（つづき）

イ 調停当事者への説明・情報提供等の在り方の検討（つづき）

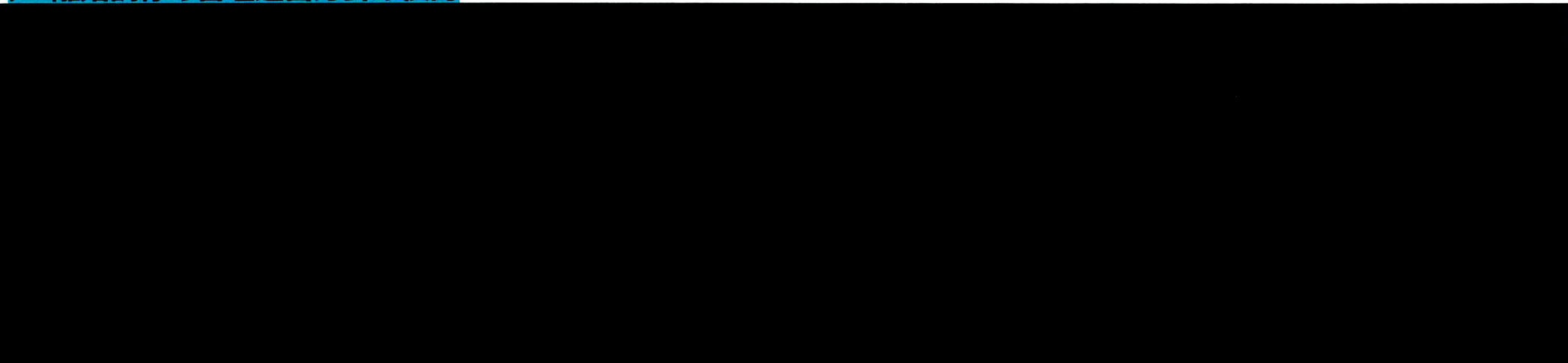
【② 調停委員が使用するツール等】

【③ 親ガイダンスの運用】

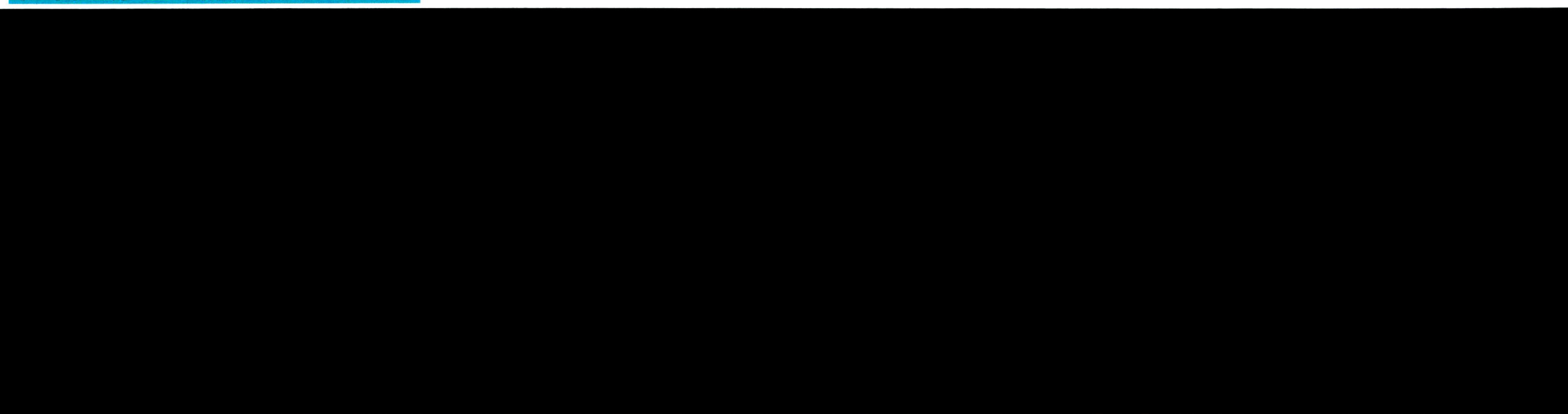
1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(2) 親権に争いがある事案の審理運営

ア 離婚調停の審理運営方針の検討



イ 審理序盤の情報収集の在り方



1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(2) 親権に争いがある事案の審理運営（つづき）

ウ 調停委員との審理運営方針の共有等

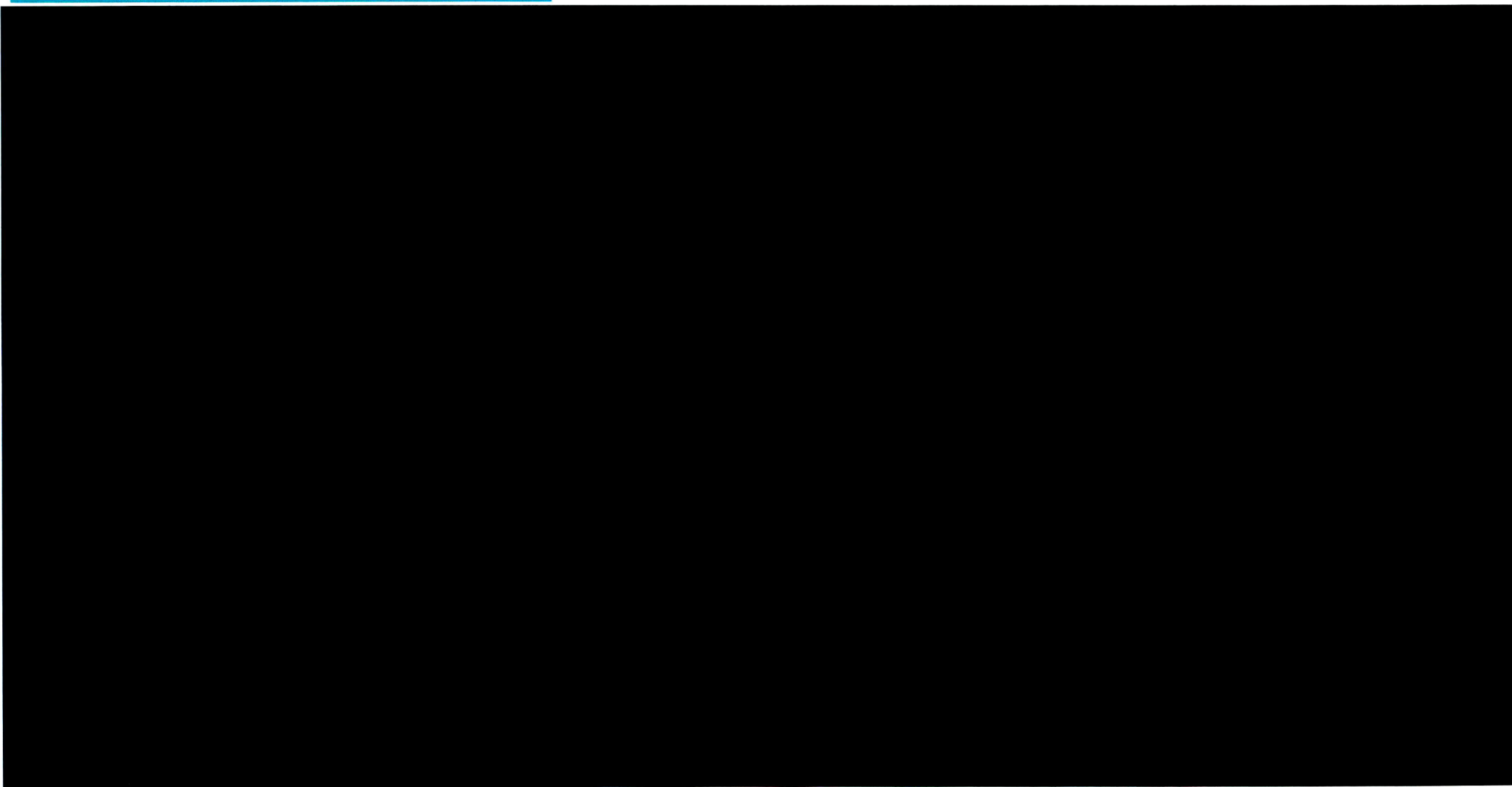
エ 父母の協力関係についての審理

- （総論）

1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(2) 親権に争いがある事案の審理運営（つづき）

エ 父母の協力関係についての審理（つづき）



1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(3) 適切な職種間連携・役割分担の在り方

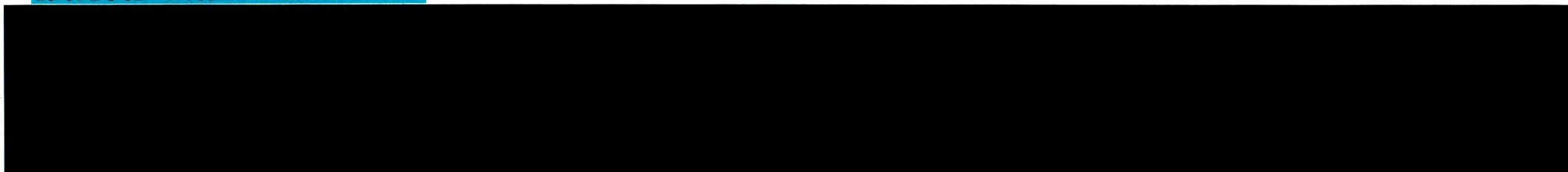
【全職種共通】 効果的・合理的な評議の在り方（評議要請が増加した場合の対応）

【書記官】 調停条項ひな型（穴埋め式）の活用等

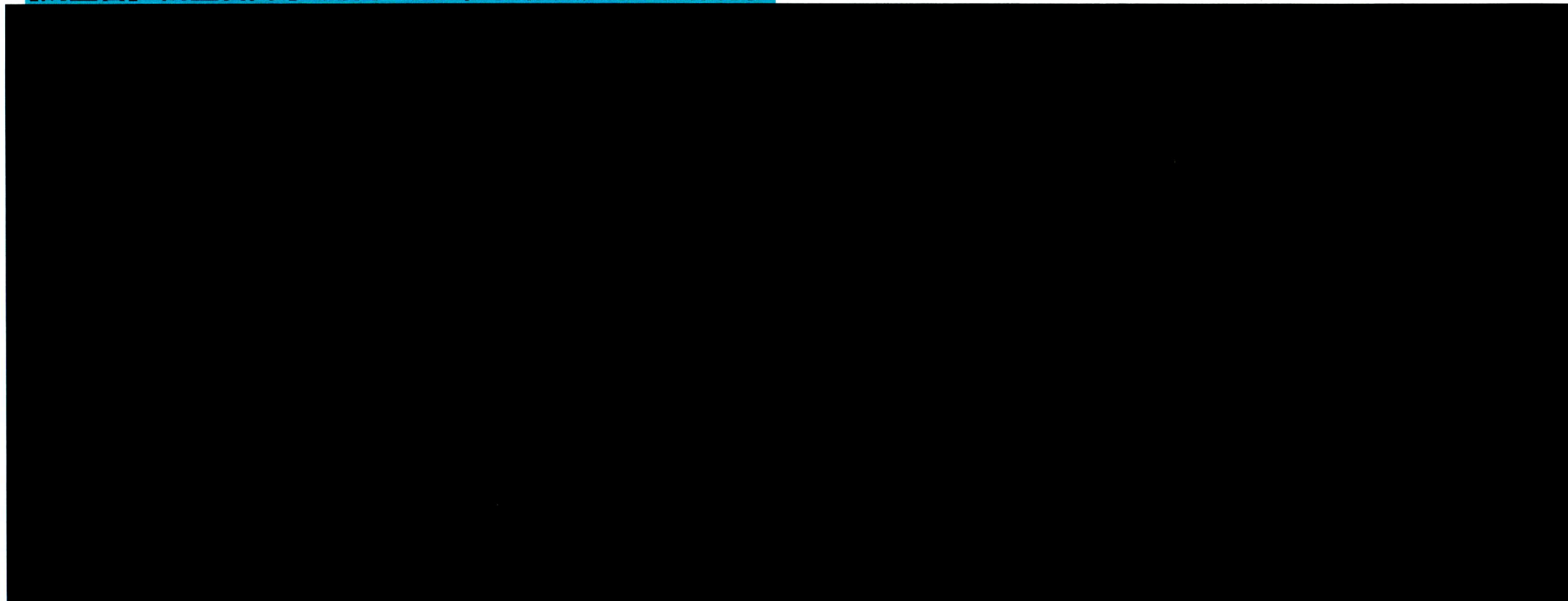
1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(3) 適切な職種間連携・役割分担の在り方（つづき）

【書記官】 調停委員指定の工夫



【調査官】 調査官関与・期日立会い／調停委員との役割分担



1 施行後の適切かつ合理的な離婚調停等の審理運営の在り方

(3) 適切な職種間連携・役割分担の在り方（つづき）

【未成年者の手続代理人の活用】

(4) 期日間隔短縮に関する振り返り・施行前後の事件動向への対応等

- 多くの庁で、これまで協議会で紹介のあった様々な取組について、庁の実情に応じて導入・継続している状況
- 成果がみられる庁の傾向として、①仕組み化、②調停委員・職員との問題意識や成果（統計）の共有、③調停委員への継続的な働き掛けなどを実施していることが挙げられる



徐々に成果が出ていますが、利用者の素朴な感覚からすれば、まだまだ改善の余地はあると思われます。改正法施行後の事件動向の変動可能性も視野に入れて、取組・効果検証を継続していくことが重要だね！

2 子の氏の変更に関する審理運営・書記官事務等

協議の目的

- 共同親権で離婚した父母が共同で子の氏の変更の申立てを行う場合が生じるため、明確な審理方針の下、適切かつ合理的な運用を構築する必要がある。
- 子の氏の変更は申立件数も多く、一次的な審査を担う書記官と裁判官との間で予め明確な審理方針が共有されることが必要
 - ➔ 真正性に関する照会等を行う必要がある場合の考え方 の協議
 - ➔ 照会等・審判告知についての合理的な事務の在り方 の協議

協議の内容

(1) 真正性に関する照会等を行う必要がある場合の考え方

- 入籍する側でない親権者に対する照会等の要否の考え方
- 申立書の記載以外の事情の検討
- 申立書の記載等を踏まえた検討
- 裁判官と書記官との間で審理方針を共有する方法

(2) 照会等・審判告知についての合理的な事務の在り方

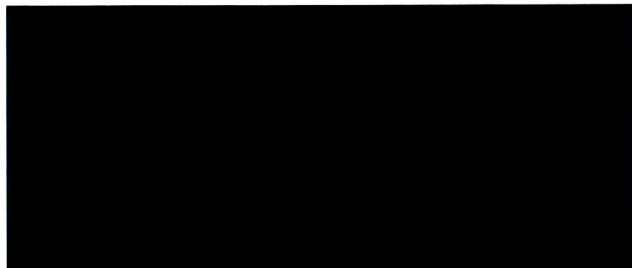
- 照会等の事務の在り方
- 審判の告知の在り方（入籍する側でない親に対するもの）

2 子の氏の変更に関する審理運営・書記官事務等

真正性に関する照会等を行う必要がある場合の考え方

入籍する側でない親権者に対する照会等の要否の考え方

東京・広島ブロック



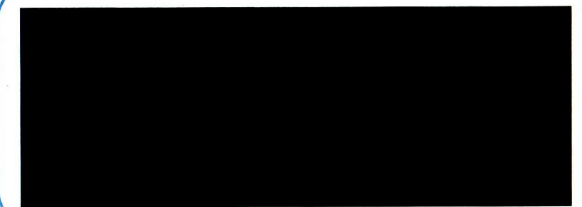
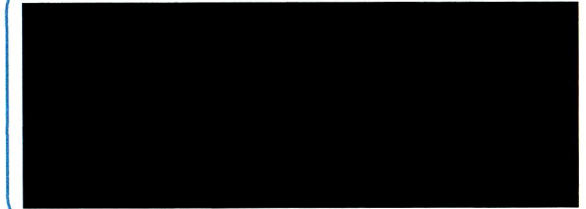
大阪・仙台ブロック



福岡・札幌ブロック



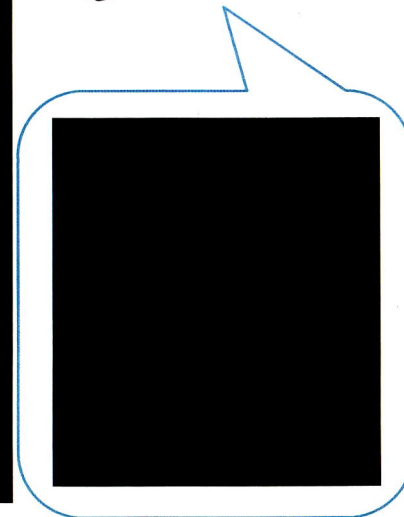
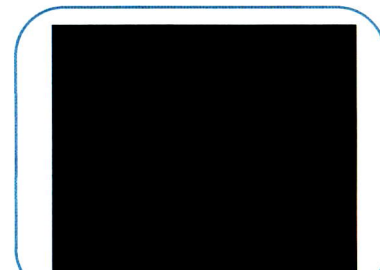
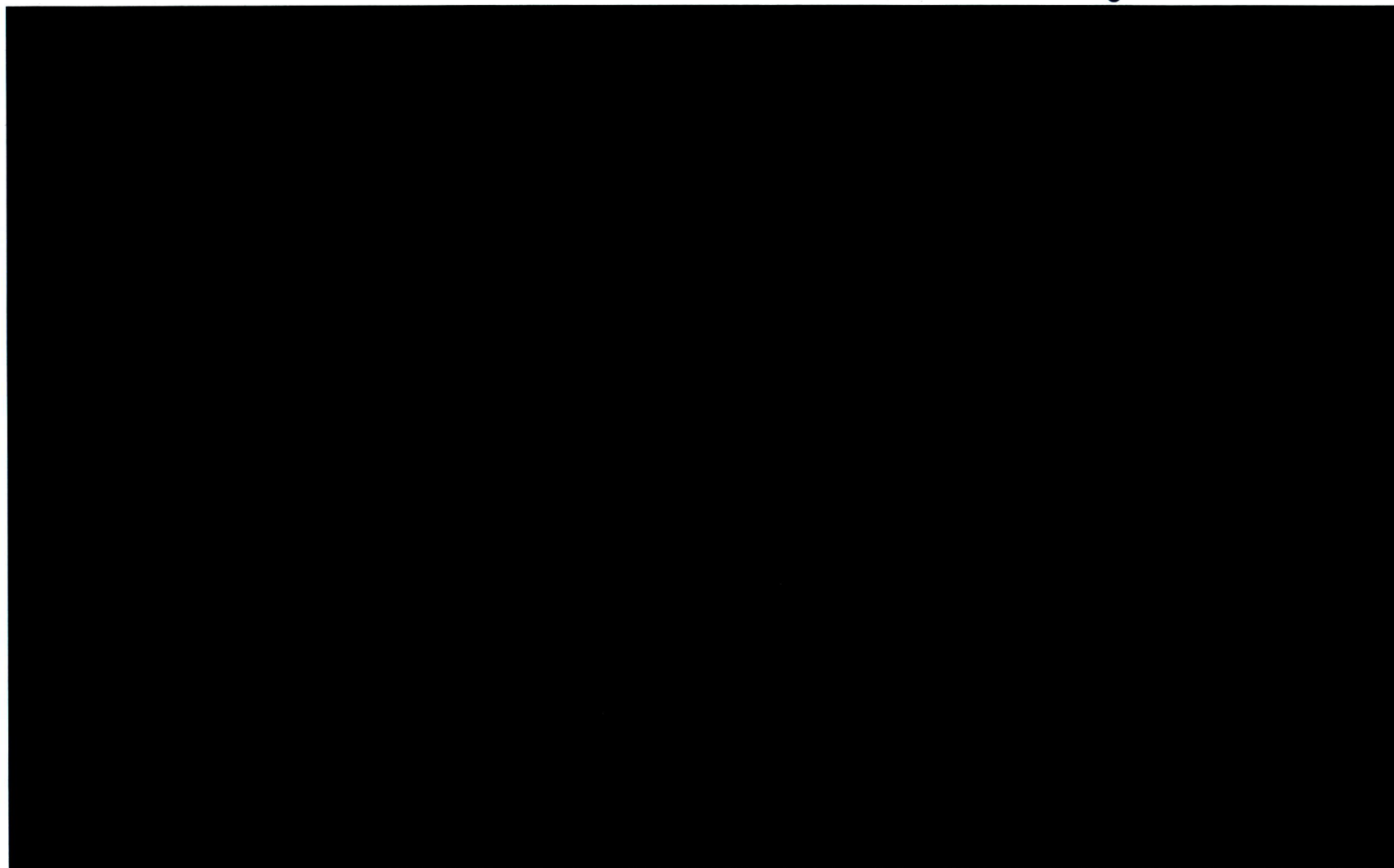
名古屋・高松ブロック



2 子の氏の変更に関する審理運営・書記官事務等

真正性に関する照会等を行う必要がある場合の考え方

以下は、協議会で出た主な発言です



2 子の氏の変更に関する審理運営・書記官事務等

真正性に関する照会等を行う必要がある場合の考え方

- 例外事情について
申立書の記載以外の事情



申立書の記載等を踏まえた検討

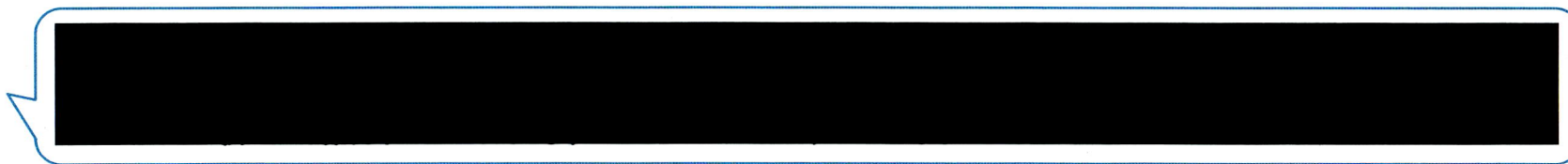
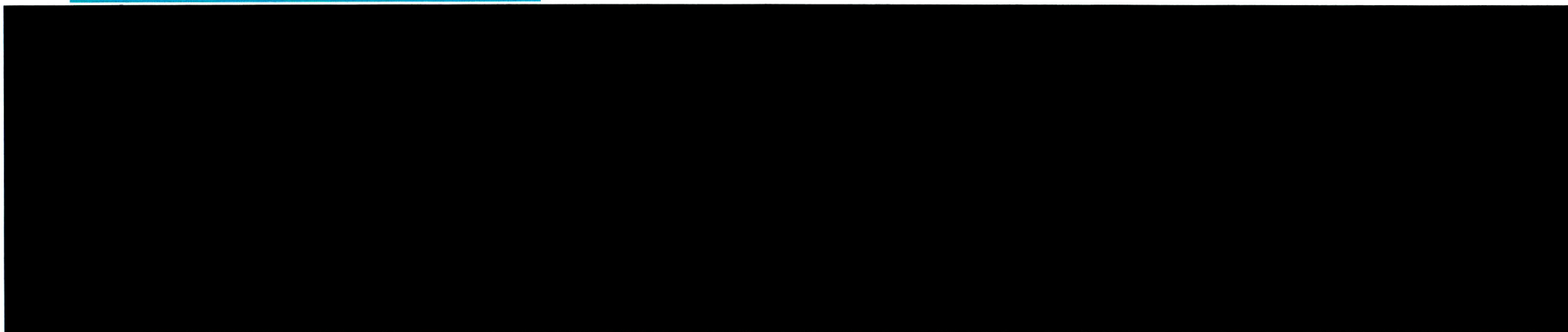
- 裁判官と書記官との間で審理方針を共有する方法

2 子の氏の変更に関する審理運営・書記官事務等

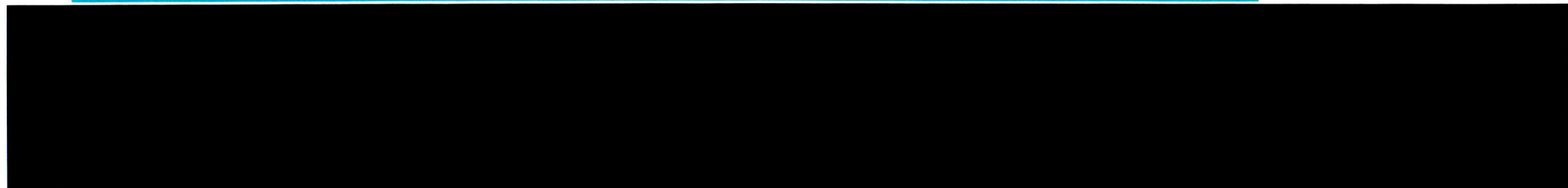
照会等・審判告知についての合理的な事務の在り方

以下は、協議会で出た主な発言です

- ・ 照会等の事務の在り方



- ・ 審判の告知の在り方（入籍する側でない親に対するもの）



3 親子交流事件の審理運営に関する諸問題

協議の目的

- 親子交流については、改正法で規律が整備され、**調査官関与の在り方や記録化を中心とする書記官事務の在り方も含め、改正法の趣旨に沿った運用の在り方について、関係職種それぞれの立場から検討しておく必要性が高い**
- ➔ **試行的実施の促しに関する運用**を中心に、新たに整備された規律に関連する諸問題について、協議を行った

協議の内容

1 親子交流の試行的実施の促しに関する運用

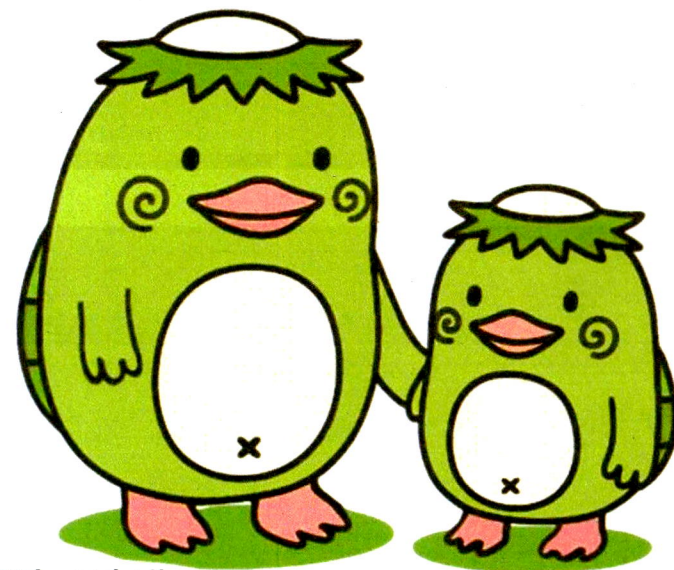
- 試行的実施の促しに関する評議の在り方
- 法律上の条件の設定と事実上の注意事項
- 記録化及びこれに関する職種間連携

2 父母以外の親族と子との交流事件に関する運用

- 父母申立ての事案における、交流対象親族の利害関係参加
- 父母申立ての事案における、親子交流の枠組みの中での従前の解決の変化

3 交替監護等に関する審理

- 現行法下における実情
- 改正法施行後を見据えた審理上の留意点

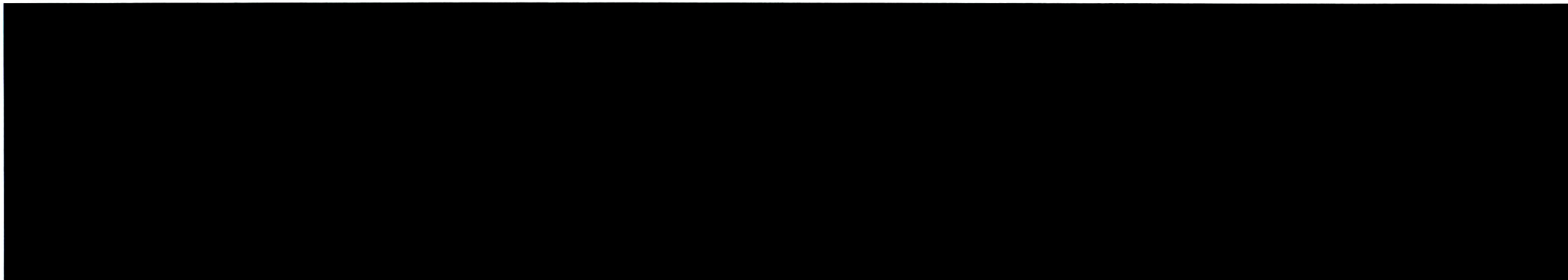


3 親子交流事件の審理運営に関する諸問題

親子交流の試行的実施の促しに関する運用

以下は、協議会で出た主な発言です

1. 試行的実施の促しに関する評議の在り方



2. 法律上の条件の設定と事実上の注意事項



3. 記録化及びこれに関する職種間連携



3 親子交流事件の審理運営に関する諸問題

父母以外の親族と子との交流事件に関する運用

以下は、協議会で出た主な発言です

1. 父母申立ての事案における、交流対象親族の利害関係参加

2. 父母申立ての事案における、親子交流の枠組みの中での従前の解決の変化

交替監護等に関する審理

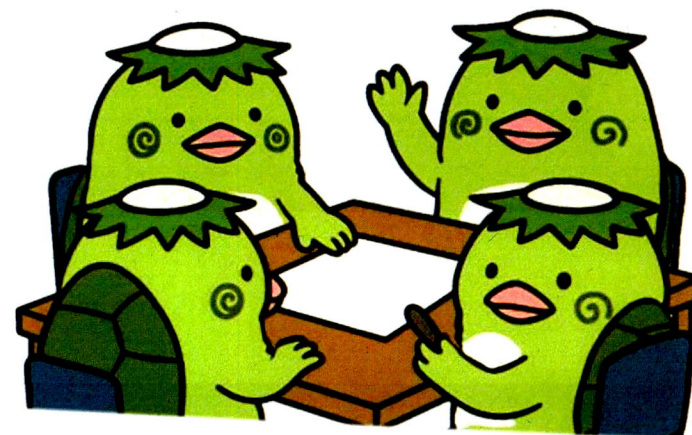
1. 現行法下における実情

2. 改正法施行後を見据えた審理上の留意点

4 施行後の安定的な運用確保のための方策

協議の目的・内容

- 改正法の趣旨・内容に沿った安定的な運用を確保するためには、様々な局面において、本庁と支部間や、高裁管内等の間で、庁を越えた情報共有・連携を適時に行うことが必要かつ有益である。

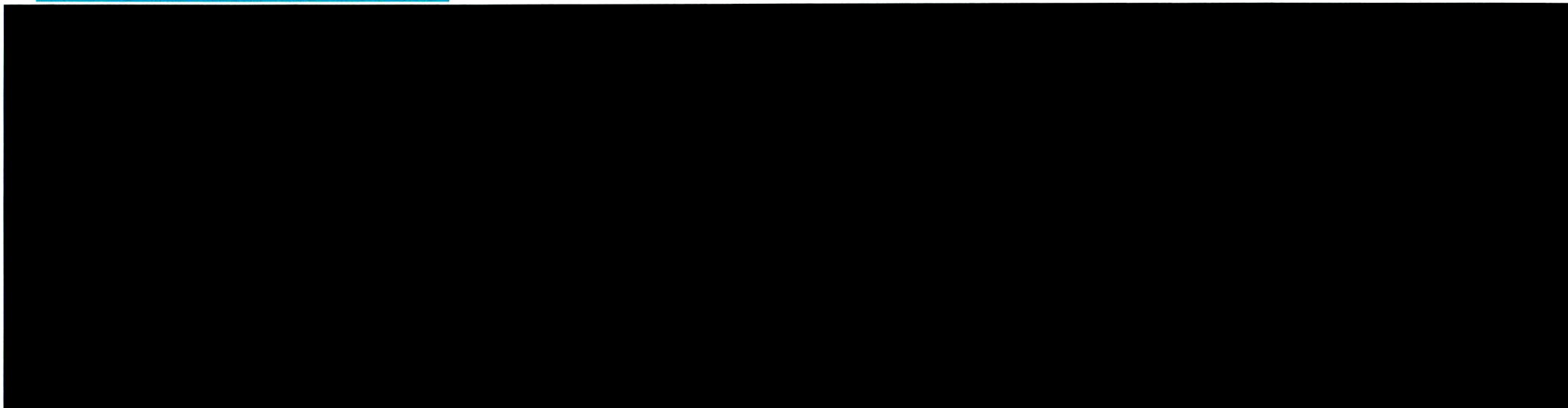


- 本協議会では、
 - 本庁と支部・出張所間の情報共有等（本庁からの支援等を含む）
 - 高裁管内等の庁を越えた連携・情報共有について、調停委員研修等の施行準備における好取組例を共有するほか、施行後の安定的な運用確保に向けて、現状の枠組みの課題・改善策や、施行後のニーズ・対応策等について、職種ごとの特性も踏まえつつ、協議を行った。

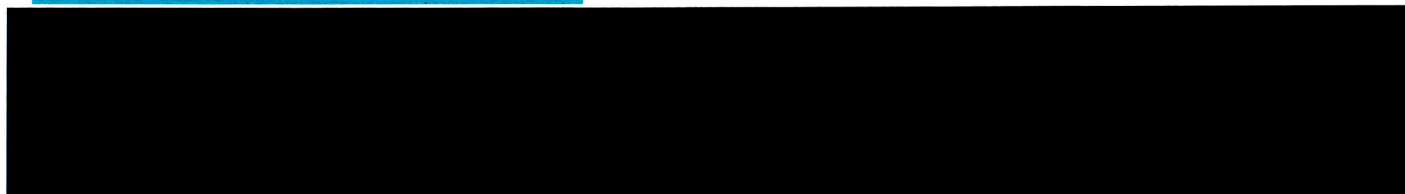
4 施行後の安定的な運用確保のための方策

(1) 本庁・支部間の情報共有・支援等の在り方

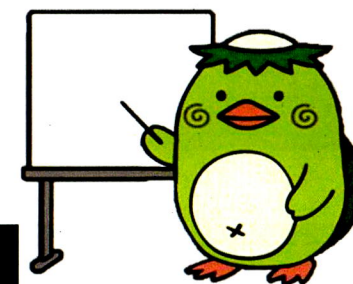
【施行準備における実践例や課題】



【施行後に向けた対応・検討状況】



【4月家裁（家事係）転入者への対応等】



4 施行後の安定的な運用確保のための方策

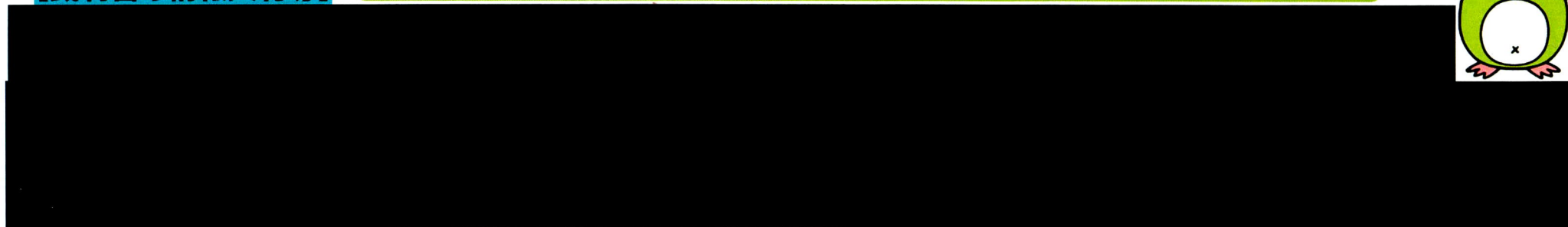
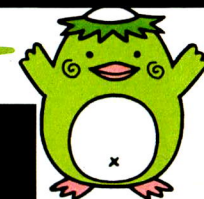
(2) 高裁単位等庁を越えた情報共有等の在り方

【全職種共通】

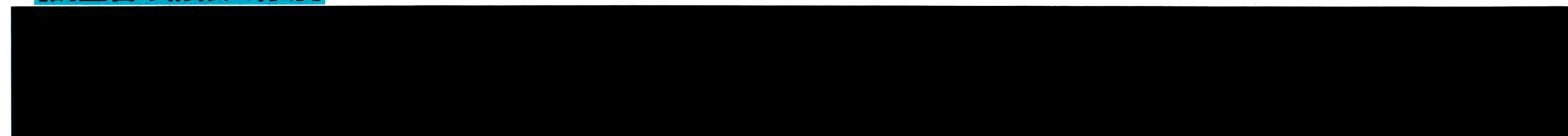


【裁判官の情報共有等】

大規模庁や高裁所在地庁のコメント、とてもありがたいし心強いです！！



【調査官の情報共有等】



【書記官の情報共有等】

